

## ○ とやま未来創生戦略施策等評価実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、とやま未来創生戦略（以下「戦略」という。）を着実に推進するため、施策及び事業（以下「施策等」という。）の評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (施策等評価の内容及び観点)

第2条 施策等評価は、戦略に盛り込まれた別表に定める具体的な施策や地方創生のための交付金について、重要業績評価指標の動向等からその達成状況を把握し、課題を明らかにすることにより行う。

## (とやま未来創生戦略施策等評価会議)

第3条 とやま未来創造県民会議設置要綱第11条に基づき、施策等評価の円滑な実施を図るため、とやま未来創生戦略施策等評価会議を設置する。

## (施策等評価の実施)

第4条 施策等評価は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 評価は、まず施策等を所管する各部局長が実施し、その評価結果の統一性及び客観性を確保するため、とやま未来創生推進本部プロジェクトチームにおいて全庁的な観点から総合調整を行い、最終評価案を作成する。
- (2) 最終評価は、とやま未来創生戦略施策等評価会議及び、とやま未来創造県民会議における意見を踏まえ決定する。

## (施策等評価の結果の活用)

第5条 各部局長は、施策等評価の結果について、戦略の必要な見直しや予算編成等への活用を図るものとする。

## (細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。